



個人医院と医療法人の違い

株式会社グローバルメディアワークス



個人医院の場合

- * 院長の個人として運営しているので、院長が変われば、廃業手続きをしなくてはならない。
- * 保険診療も廃業時点で消滅する
- * 院長が変われば、保健所に申請して、手続きをすると1週間程度で、保健所が立ち入り検査をして開業することができる
- * 廃業をして改めて、保健所から診療所登録をして保険申請を厚生局にだす
- * 厚生局からの許可はタイミングをずらすと2ヶ月くらいかかる、その間は保険診療はできない

医療法人

- * 医療法人の場合は、法人登録として、保健所などに申請しているので、医師が変わっても保険診療などの登録が消滅するわけではない
- * 理事長は医師ではなくてはならないが、管理医師と同じでなくてはならないわけではない
- * 理事長、管理医師が変わっても、法人として保険申請をしているので厚生局から保険診療が取り消されることがないので、理事長、管理医師が変わっても継続して医療報酬を受けることができる
- * 本院、分院など管理医師さえ確保できれば、拡大路線を図ることができる